

CAT[®]CARD 会員規約

キャタピラー・ファイナンス株式会社

会員規約をよくお読みいただいたうえで、**Cat Card**（以下「本カード」といいます）の申込書（Cat Card入会案内を含みます。以下「申込書」といいます）をご提出下さい。

本カードの申込書を提出される場合は、本カードの利用の他、当社との購買取引及びレンタル取引等、その他本カードを通じて当社が提供する各種サービス取引すべてにおいて、この規約における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規約に従うことに同意するものとします。

第1条（本規約の内容および効力発生）

会員および使用者と当社との間の本カードの取扱いは、この**Cat Card**会員規約（以下「本規約」といいます）によるものとします。本規約は、本書面に、本カードの申込書、および本規約の一部を構成するものとしてこの書面上で参照される他の書面で構成されます。本規約は、申込書へ必要事項を記入の上での提出または本カードの利用により、会員が本カードの入会の申込みを行いつつ本規約の条項に同意されることにより、その効力を生じるものとします。ただし、当社の義務は、当社が会員の本カードの入会の申込みを承認するまで、効力を生じないものとします。

本カードが効力を生じた後、当社は会員に対して**Cat Card**会員番号（以下「カード番号」といいます）を記載したカードを発行致します。

第2条（本規約の当事者）

1 本規約において、「会員」とは、本カードの入会の申込みを行い、当社が入会を承認した法人または個人事業主をいいます。本規約において、「使用者」とは、会員が代理人として選定しかつ本規約を承認のうえ入会の申込みをした会員の役員、従業員または個人事業主本人で当社が入会を承認した方をいいます。本規約において、「連帯保証人」とは、会員の本カードの入会の申込みに際して、会員の連帯保証人として申込みがなされ、当社が承認した方をいいます。「当社」とは、キャタピラー・ファイナンス株式会社をいいます。

2 会員は、本カードを、本規約に基づき会員の代理人として使用者に、第3条に定める商取引に関して会員の事業に係る費用の決済目的（以下「事業費決済目的」といいます）で利用させることができ（会員および使用者が個人事業主である場合には、本規約に基づき会員および使用者本人として事業費決済目的で利用することができ）、使用者は、本規約に基づき会員の代理人として（会員および使用者が個人事業主である場合には、本規約に基づき会員および使用者本人として）事業費決済目的に限り本カードを利用できるものとします。なお、会員は、使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第13条第4項の規定に従い、使用者による本カード利用の中止を届出るものとします。会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。

3 使用者による本カードの利用はすべて会員の代理人として（会員および使用者が個人事業主である場合には、本規約に基づき会員および使用者本人として）の利用となります。会員は自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって使用者に対し本規約を遵守させるものとし、会員自らが本規約を遵守しなかったこと、または使用者が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害をいずれも賠償するものとします。

4 使用者は当社が本カードの入会申込結果・利用内容・利用状況等を会員に対し通知することをあらかじめ承諾するものとします。

第3条（取引の種類）

会員は、以下の種類の商取引に本カードを利用することができるものとします。

(1) 購買取引

キャタピラー・ファイナンス株式会社により承認された正規キャタピラーディーラー（以下「ディーラー」といいます）から、キャタピラー・ファイナンス株式会社により承認された商品を購入しまたはサービスの提供を受ける取引（以下「購買取引」といいます）。

(2) レンタル取引等

キャタピラー・ファイナンス株式会社により承認されたディーラーとの間で、キャタピラー・ファイナンス株式会社により承認された機器のレンタル料金、故障・破損に関する損害金、運送費、および関連する請求に係る取引（以下「レンタル取引等」といいます）を行う場合。なお、レンタル取引等の料金は、当社が認めた場合を除き、毎月その全額を支払わなければならない、翌月以降にわたる分割払いとすることはできないものとします。

第4条（カード番号）

会員および使用者は、本カードに係るカード番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。本カード

利用の際、登録されたカード番号が使用されたときは、カード番号について盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の債務について会員が支払いの責任を負うものとします。ただし、登録されたカード番号の管理について、会員および使用者のいずれにも故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。なお、使用者が本項に違反したことに基づいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該使用者自身も負担するものとします。

第5条（本人確認）

当社は、当社所定の方法に基づく本人確認、その他の取引時確認の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、本カードの入会をお断りすることや、本カードもしくはその利用権限の取消、または本カードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。

第6条（本カード利用可能枠）

1 当社は、「本カード利用可能枠」を審査のうえ決定致します。会員の本カード利用可能枠は会員の利用可能枠合計とし、会員は第3条(1)に定める購買取引および第3条(2)に定めるレンタル取引等の利用代金ならびに手数料その他当社が提供するすべての本カードの機能に関する利用金額および手数料等の未払債務の合計額が、本カード利用可能枠を超える本カードの利用はできない（ただし、第3項に定める当社の承認を得た場合を除きます）ものとします。

2 当社は、必要と認めた場合、第1項の本カード利用可能枠を増額または減額できるものとします。

3 本カード利用可能枠を超えて本カードの利用をする場合は、あらかじめ当社の承認が必要になります。また、本カード利用可能枠を超えて本アカウントの利用をした場合においても、会員は支払いの責任を負うものとします。

第7条（手数料等の計算方法等）

1 別に定めがある場合を除き、本規約における手数料の計算方法については月利計算とし、遅延損害金の計算方法については年365日の日割計算とします。

2 当社は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、手数料率、利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第22条にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、利用残高全額に対して変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第8条（支払い等）

1 会員および使用者の本カード利用代金は原則として毎月末日に締切り（以下「締切日」といいます）、当社が会員に対して通知する利用明細書に記載された指定日（原則として、翌月（但し、当社が翌々月以降の月とすることを認めた場合は、当社が認めた翌々月以降の月）の27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）、以下「指定日」といいます）に、会員が支払いのために指定した金融機関の預金口座、貯金口座等（以下「お支払口座」といいます）からの口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振込口座の届出遅延、金融機関に対する振込口座設定手続きの不備または金融機関との口座振替契約の解約もしくは失効によりお支払口座からの口座振替ができない場合、その他当社が特に指定した場合には、当社の指定する金融機関の預金口座への振込等の方法により支払うものとします。なお、事務上の都合により当該指定日以降の指定日の支払いとなることがあります。かかる支払に要する一切の費用（振込手数料・収納手数料を含む）は、会員が負担します。

2 前項にかかわらず、お支払口座の残高不足等により指定日に約定支払額の口座振替ができない場合、第4項に基づき口座振替を停止した場合その他当社が特に必要と認め会員に通知した場合、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込等の方法により支払うものとします。この場合、所定の振込手数料・収納手数料が発生する場合には、会員がこれを負担します。

3 当社は、各指定日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます）を毎月所定の時期に利用明細書として会員の届出住所への普通郵便による送付その他当社所定の方法で通知します。

4 当社は、会員が約定支払額の支払を遅滞した場合には、約定支払額の口座振替を停止する場合があります。

第9条（支払金等の充当方法）

1 会員の弁済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は会

員への通知なくして、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます）に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、会員が事前に当社に連絡のうえ当社の承認を得て、支払範囲、支払方法および支払日を指定し、当該指定に従い当社が会員に通知した金額を、会員が指定した支払方法で会員が指定した支払日に支払った場合には、当社は、会員の支払った金額を当該指定に従い充当するものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、当社所定の支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。

3 当社の指定する預金口座への振込が約定支払日の前に行われた場合において、超過支払金（当該支払いが行われた日を返済日として会員が当社に支払った金額を請求書に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた金額をいいます。以下本項において同じ）があるときは、当社は会員への通知なくして、当該超過支払金を、翌月の約定支払日までの間に弁済期が到来した会員が当社に対して支払うべき債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます）に当社所定の順序および方法により充当する方法、または翌月の約定支払日までに口座振込、郵便為替等により返金する方法により清算することができるものとし、本会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第10条（費用の負担等）

1 本カード利用または本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課は会員の負担とします。

2 振込手数料、その他の当社に対する債務の弁済に要する費用および当社からの返金に要する費用、印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促、訴訟、保全、執行等法的措置に要する申立および送達等の費用は、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後といえどもすべて会員の負担とします。

第11条（会員の再審査）

当社は、会員および使用者の適格性について入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は当社から請求があれば求められた資料などの提出に応じるものとします。

第12条（本カードの利用の停止、法的措置、会員資格取消等）

1 当社は、会員（会員の代表権を有するものを含みます。以下本項において同じ）が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員の本カードについて、本カードの利用の全部または一部の停止、会員資格の取消、法的措置、その他必要な措置（以下「本件措置」といいます）をとることができるものとします。

- (1) 当社に届出べき事項に関し届出を怠った、または虚偽の申告をした場合。
- (2) 本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。
- (3) 会員が本規約以外の当社または当社の関係会社との間の契約に違反し、または違反するおそれがある場合。
- (4) 約定支払額の支払い等当社または当社の関係会社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。
- (5) 第14条第1項・第2項のいずれかの事由に該当した場合。
- (6) いわゆる利用可能枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の

購入、または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためにする本カードの利用（以下「本カード利用可能枠の現金化等」といいます）など、正常な本カードの利用でないと当社が判断した場合。

(7) 前号に定める場合のほか、利用金額、利用間隔、過去の利用内容等から、本カードの利用状況が不適切または第三者の不正使用の可能性があると当社が判断した場合。

(8) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」といいます）、またはテロリスト等（疑いがある場合を含みます）であることが判明した場合。または以下のA.からE.までのいずれかに該当することが判明した場合。

A.暴力団員等またはテロリスト等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

B.暴力団員等またはテロリスト等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

C.自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を

利用していると認められる関係を有すること。

D.暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

E.経営に実質的に関与している者が暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(9) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。

(10) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。

(11) その他当社が必要と判断した場合。

2 当社は、使用者が前項各号のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、使用者が利用権限を付与されたすべての本カードについて、本件措置をとることができるものとします。この場合、前項(3)の「会員」の文言は「使用者」に読み替えるものとします。

3 当社は、本件措置をとった場合、ディーラー等に本カードの無効を通知することができるものとします。

4 会員および使用者は、当社が本件措置をとったことにより、会員および使用者に損害が生じた場合にも、当社に賠償の請求をしないものとします。また当社に損害が生じたときは、会員および使用者がその責任を負うものとします。

第13条（退会等）

1 会員および使用者は当社所定の方法により退会することができます。

2 会員は、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においてもその本カードに関して生じた一切の本カード上の利用代金等については、その支払いの責任を負うものとします。

3 会員が退会した場合には、使用者も退会となります。

4 使用者は、前項のほか、会員が当社所定の方法により使用者による本カードの利用の中止を届出た場合、または使用者が会員である法人等を退職した場合、その届出時または退職時をもって当然に、使用者の資格を喪失し、退会となります。

第14条（期限の利益喪失）

1 次のいずれかに該当したときは、会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。

(1) 会員が約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。

(2) 会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

(3) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立または滞納処分を受けたとき。

(4) 会員に破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始の申立があったとき。

(5) 会員または使用者が本カードを他人に利用させた場合、または本カードの利用により購入した商品を質入れ、譲渡、賃貸等し、当社の商品の所有権を侵害する行為をしたとき。

(6) 会員の会員資格が取消されたとき。

(7) 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。

(8) 当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき（ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除きます）。

2 次のいずれかに該当したときは、会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。

(1) 会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。

(2) 会員が本規約またはその他の当社もしくは当社の関係会社との間の契約の何らかの条項に違反した場合。

(3) 本規約以外の当社または第三者に対する金銭の支払債務を支払うことができないなど、会員の信用状態が著しく悪化したと当社が合理的に判断したとき。

第15条（遅延損害金）

- 1 会員は、未払債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務の額に年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- 2 会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、指定日の翌日から完済の日に至るまで、当該約定支払額に年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第16条（付帯サービス等）

- 1 会員および使用者は、当社〔または当社が提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます）〕が提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」といいます）を当社〔またはサービス提供会社〕所定の方法により利用することができます。会員および使用者が利用できる付帯サービスおよびその内容、利用方法等については、当社所定の方法により通知または公表します。
- 2 会員および使用者は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、付帯サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。
- 3 会員および使用者は、当社〔またはサービス提供会社〕が必要と認めた場合、付帯サービスおよびその内容を会員への予告または通知なしに変更もしくは中止する場合があることをあらかじめ承認するものとします。
- 4 会員および使用者は、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した場合等、当然に付帯サービスに係る権利を喪失することをあらかじめ承認するものとします。

第17条（紛議手続）

会員が利用明細書上の取引に合意されない場合、会員は当該取引につき争うことができます。会員が取引を争うことを決定した場合、会員は、(i)当該取引が記載された第8条第3項に基づく通知から10日以内にかかる取引を争うつもりである旨の通知を当社に対して行い、かつ、(ii)当該取引が記載された第8条第3項に基づく通知から10日以内に会員の主張を裏付ける文書その他の資料および情報をすべて提出しなければならないものとします。会員が当社に対して取引を争う旨の通知を行い、上記(i)および(ii)を遵守した場合、当社はかかる取引に関与したディーラーに通知を行い、ディーラーは、合理的期間内に、会員が満足するように取引を訂正するか、取引の有効性を裏付ける情報を当社に提出するものとします。会員は、会員が当社に提出したすべての文書その他の資料および情報を当社がディーラーと共有することに同意するものとします。会員は、ディーラーおよび当社が合理的に要求する情報をすべて提出するものとし、紛議を解決するため、ディーラーおよび当社に協力し回答するものとします。当社は、他方の当事者の関与なく、調査を行い、双方の当事者と協議し、かかる調査の後、取引が有効か否かについて判断する権利を有しますが、そのような判断を行う義務はないものとします。当社が取引等が有効であるとの判断に至った場合、会員は取引に基づき利用明細書に記載された金額を、利用明細書上の支払期日以降実際の支払日までの期間に対して第15条第2項に基づき計算された遅延損害金とともに速やかに支払うものとします。

第18条（名称等の変更）

- 1 会員は、会員の名称（商号）または氏名、本店・主たる事務所の所在地、住居、電話番号（連絡先）、代表者、実質的支配者、職業、事業内容、お支払口座、使用者、連帯保証人等（以下「名称等」といいます）に変更が生じた場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出なければなりません。
- 2 前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。
- 3 第1項のほか、当社は適法かつ適正な方法により取得した会員および使用者に係る情報その他の情報により名称等に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員および使用者は当該取扱について異議なく承認するものとします。

第19条（連帯保証人）

- 1 会員の連帯保証人は、本規約および本カードの利用に基づく会員の当社に対する一切の債務を保証し、会員と連帯して、債務履行の責任を負います。
- 2 当社は、必要と認めるときは、会員に対し連帯保証人の追加または変更を求めることができ、この場合、会員はただちに当社が適当と認める連帯保証人をたてるものとし、これに対して異議を述べるできないものとしします。
- 3 連帯保証人が本規約および本カードの利用に基づく会員の債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は当社の事前の書面による承諾を得たときに限り、代位権を行使できます。
- 4 連帯保証人は、当社がその都合によって他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。
- 5 会員および連帯保証人は、連帯保証人の一人に対する履行の請求が、会員および他の連帯保証人に対しても効力を生じるものとするに合意します。
- 6 当社は、連帯保証人から請求があった場合には、遅滞なく、①本規約および本カードの利用にもとづく会員の当社に対する一切の債務の元本・利息・違約金・損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無、②これらの残額、③そのうち弁済期が到来しているものについての情報を提供するものとし、会員は当社によるこれらの情報提供に同意します。
- 7 会員は、民法465条の10第1項の規定に基づき、連帯保証人に対し、以下に掲げる事項に関する正確な情報を提供しました。
 - (1) 会員の財産および支出の状況
 - (2) 会員が本規約および本カードの利用にもとづく会員の当社に対する一切の債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3) 会員が本カードの利用にもとづく会員の当社に対する一切の債務の担保としてほかに提供し、または提供しようとするものがあるときはその旨およびその内容
- 8 連帯保証人は、会員から民法465条の10第1項の規定に基づき、前項各号に掲げる事項に関する正確な情報の提供を受けたことを確認します。

第20条（合意管轄裁判所）

会員および使用者は、会員および使用者と当社の間で訴訟が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとしします。

第21条（準拠法）

会員規約に関する準拠法は、日本法が適用されるものとしします。

第22条（会員規約の変更、承認）

- 1 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができます。
 - (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が、本規約に基づく会員と当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- 2 前項の他、会員規約が変更され、当社から変更内容を通知または新会員規約を会員に送付した後に使用者が本カードを利用したときは、会員および使用者は当該変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第23条（当社の債権譲渡等の同意）

会員は、当社が必要と認められた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な会員に関する情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとしします。

第24条（本カードの利用方法）

- 1 使用者は、ディーラーとの間で購買取引またはレンタル取引等を行うに際して、その取引代金の支払方法として本カードを利用する旨をディーラーに通知したうえで、支払方法として本カードを利用する旨の記載がなされたディーラー所定の[請求書等]を受領することにより、本カードを利用することができます。
- 2 本カードの利用に際しては、当社の承認が必要となります。この場合、ディーラーが当社に対して本カードの利用状況に関し照会するものとし、会員および使用者はこれをあらかじめ承認するものとします。
- 3 購買取引またはレンタル取引等のために本カードを利用する旨ディーラーに通知された際、本カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社が当該ディーラーより依頼を受けた場合、当社において使用者の氏名および会員番号・会員の名称（商号）または氏名、所在地、電話番号（連絡先）、その他当該購買取引またはレンタル取引等の申込者がディーラーに届出た情報と会員が当社に届出ている会員および使用者に係る情報を照合し、一致の有無を当該ディーラーに対して回答があることを、会員および使用者はあらかじめ承認するものとします。
- 4 当社は、第三者による不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、ディーラーに対し、使用者が購買取引またはレンタル取引等を行った時に本人確認の調査を依頼することがあり、使用者は調査に協力することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 5 使用者が本カードを利用してディーラーで購買取引またはレンタル取引等を行った場合、使用者は会員の代理人として当該ディーラーとの間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は会員が負担するものとします。
- 6 会員および使用者は、本カード利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。

第25条（債権譲渡または立替払いの承認）

- 1 当社とディーラー間の契約が債権譲渡契約の場合、会員および使用者は、購買取引またはレンタル取引等の利用の結果生じたディーラーの会員および使用者に対する債権を、当該ディーラーが当社に譲渡することにつき、あらかじめ承諾し、会員は、譲渡対象債権について、下記の抗弁を一切主張せず、譲渡された債権額全額を弁済期に支払います。

記

ディーラーに対して有する債権との相殺の抗弁権、同時履行の抗弁権、無効・取消・解除の抗弁権、ディーラーに対する弁済の抗弁権、消滅時効にかかる抗弁権、その他一切の抗弁権

- 2 当社とディーラー間の契約が立替払い契約の場合、会員および使用者は、購買取引の利用の結果生じたディーラーの会員および使用者に対する債権について、当社が当該ディーラーに対し立替払いをすることにつき、あらかじめ承諾するものとします。
- 3 当社が別途会員に対して通知をしない限り、当社はディーラーとの間で立替払い契約を締結するものとします。

第26条（商品の所有権）

商品の所有権は、購買取引により生じたディーラーの会員および使用者に対する債権を当社がディーラー等から譲渡されたとき、または、当社がディーラー等に対し立替払いをしたときに、ディーラーから当社に移転し、当社に対する購買取引の代金の完済まで当社に留保されることを会員および使用者は承諾するものとします。

第27条（支払方式）

- 1 (1) 本カードの利用代金の支払方式は、1回払いまたは分割払い（2回以上の均等払いをいいます）とし、本カードの利用の際に会員が指定するものとします。ただし、会員が支払方式を指定しなかった場合は1回払いとなります。また、ディーラーおよび商品またはサービスにより利用できない支払方式があります。また、分割払いについては、当社が認めた場合を除き、レンタル取引等に利用することはできず、それ以外の場合においても、当社が適当と認めた会員が利用できるものとします。

(2) 本会員は、本項（1）の各支払方式による本カード利用代金を以下のとおり支払うものとします。

A.1回払いを指定した場合、締切日までの当該本カード利用代金を当社が会員に対して通知する利用明細書記載の指定日。

B.分割払いを指定した場合、締切日までの当該本カード利用について、第2項で定める分割支払金を当社が会員に対して通知する利用明細書記載の指定日から支払回数回にわたって最終指定日まで。

- 2 会員が第1項（1）において分割払いを指定した場合の取扱は別表のとおりとします。

3 会員は、当社が別途定める方法により、分割払いに係る債務の全部または一部を繰り上げて返済することができます。

〔別表〕 分割払いについて

(1) 分割払いの支払回数、手数料率（実質年率）は下記のとおりとします。ただし、支払回数の上限は36回とします。

支払回数（回）	2～36回
手数料率（実質年率）（％）	8％

(2) 分割払いを指定した場合に支払う合計金額（以下「支払総額」といいます）は、本カード利用代金に（1）に基づき算出される分割払手数料を加算した金額となります。また、毎月の支払金（以下「分割支払金」といいます）は、本カード利用代金と分割払手数料の支払総額を支払回数で除した金額とし、端数が生じた場合は初回に算入するものとします。

※レンタル代金の分割払いは最長3回までとなります。

個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条（個人情報の取得・保有・利用）

1 申込者および使用者ならびに会員の代表者および入会申込者の代表者（以下これらを総称し「使用者等」といいます）は、本契約（本申込みを含みます。以下同じ）にあたり、第2項の目的のため以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を、キャタピラー・ファイナンス株式会社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。

(1) 本人を特定するための情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等）、実質的支配者、取引目的、事業内容、その他入会申込時や入会後に使用者等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した書面等に記載された情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ）。

(2) 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報（本申込みの事実および入会審査結果情報を含みます）。

(3) 本契約に基づく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報。

(4) 本人確認書類、収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられ、または認められることにより使用者等が提出した書類の記載事項。

2 使用者等は、当社が下記の目的のために第1項の個人情報を保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意するものとします。

(1) 本カードの付与のための与信審査を含め、会員管理および本カードの付帯サービスを含むすべての本カードの機能履行のため。

(2) 当社の販売金融およびCat Card関連事業における市場調査、商品開発。

(3) 当社の販売金融およびCat Card関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

(4) 当社がディーラー等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

当社の販売金融およびCat Card関連事業とは、当社または当社の関連会社を取り扱う商品のファイナンスに係る事業およびCat Card事業等となります。なお、当社の事業内容の詳細につきましては、次のホームページにおいてご確認ください。

https://www.cat.com/ja_JP/support/financing-protection.html

3 使用者等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。

4 使用者等は、株主・持分保有者の個人情報をキャタピラー・ファイナンス株式会社に提供することにつき、個人情報保護法上の必要な要件を充足していることを表明し、保障します。

第2条（個人情報の提供・利用）

1 使用者等は、当社が第1条第1項（1）、（2）、（3）、（4）の個人情報を会員に提供し、会員が当社と会員との本規約に基づく会員管理、本カード利用代金精算事務等の目的のために利用することに同意するものとします。

2 使用者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第3条（個人情報の共同利用）

1 当社は、次に掲げるとおり、使用者等の個人情報を共同利用いたします。

2 共同利用する個人情報の項目

第1条第1項（1）、（2）、（3）、（4）の個人情報

3 共同利用する個人情報の利用目的

第1条第2項の目的

4 共同利用者の範囲及び共同利用の管理責任者

詳細は当社の「個人情報保護に係る通知」の記載をご確認ください。

https://www.cat.com/ja_JP/support/financing-protection/about-us/legal-notices.html

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1 使用者等は、当社に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第8条記載のお問合せ窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。なお、当社に対する開示請求手続きにつきましては、次のホームページにてご確認ください。

https://www.cat.com/ja_JP/support/financing-protection.html

2 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

第5条（本同意条項に不同意の場合）

1 当社は、使用者等が、本契約に必要な事項（申込書等に記入・申告すべき事項）の記入・申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含まず）の内容の全部もしくは一部に同意しない場合、本契約の締結を断り、または退会手続きをとることがあります。

2 前項にかかわらず、使用者等が第1条第2項（2）、（3）、（4）に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約の締結を断りまたは退会手続きをとることはありません。ただし、当社およびディーラー等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があることを使用者等はあらかじめ承認するものとします。

第6条（利用中止の申出）

第1条第2項（2）、（3）、（4）により同意を得た範囲内で当社が使用者等の個人情報を利用している場合であっても、使用者等から中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。また、中止の措置については、第8条記載のお問合せ窓口にご連絡ください。なお、当該利用中止の申出により当社およびディーラー等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを使用者等はあらかじめ承認するものとします。

第7条（個人信用情報機関への登録・利用等）

1 個人事業主である会員または入会申込者（以下「個人事業主等」といいます）は、当社が、個人事業主等の本規約に係る当社との取引に関する調査、判断ならびに管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます）に照会し、個人事業主等の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等に係り本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます）が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、当該個人情報を利用することに同意するものとします。なお、当社は、加盟信用情報機関および提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報につきましては、支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用します。

2 個人事業主等は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく会員等の下表「登録情報」欄A.B.C.D.記載の個人情報が、当社により加盟信用情報機関に下表に定める期間、提供・登録されることに同意するものとします。また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員が、当該個人情報の提供を受け、個人事業主等の支払能力・返済能力の調査の目的に限って利用することに同意するものとします。

登録情報	登録期間	
	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	株式会社日本信用情報機構（JICC）
A. 本人を特定するための情報	登録情報B. C. D. のいずれかが登録されている期間	
B. 本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	当該申込日から6ヵ月を超えない期間

登録情報	登録期間	
	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
C. 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および取引終了日から5年以内	当該事実の発生日から5年を超えない期間 (ただし、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中および完済日から5年を超えない期間)
D. 本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了日から5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間 (ただし延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

3 個人事業主等は、加盟信用情報機関および当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意するものとします。

4 加盟信用情報機関の名称、所在地、お問合せ電話番号等は以下のとおりです。また、当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、会員等に対し、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
所在地	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
電話番号	0570-666-414	0570-055-955
ホームページ (URL)	http://www.cic.co.jp/	http://www.jicc.co.jp/

* 株式会社シー・アイ・シー (C I C) は、割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

* 株式会社日本信用情報機構 (J I C C) は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

5 加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関は以下のとおりです。

名称	全国銀行個人信用情報センター (KSC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
所在地	〒100-8216 東京都千代田区 丸の内1-3-1	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
電話番号	0120-540-558 携帯電話・PHSからは 03-3214-5020	0570-055-955
ホームページ (URL)	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	http://www.jicc.co.jp/

6 当社が、第4項に記載する加盟信用情報機関に登録する情報は、会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話

番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、月々の請求額、支払額、支払状況および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。

7 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

第8条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての利用者等のお問合せや提供・利用中止、その他のご意見の申出につきましては、当社にご連絡ください。

第9条（契約不成立時および会員資格取消・退会申出後の個人情報の利用）

1 本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2 当社は、**Cat Card**会員規約第12条および第13条に定める退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、第1条、第2条に定める目的（ただし、第2条第2項を除きます）で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第10条（当社の個人情報保護に係る通知の内容）

本同意条項に関して、当社の個人情報保護に係る通知の内容は次のホームページでご確認ください。

https://www.cat.com/ja_JP/support/financing-protection/about-us/legal-notice.html

第11条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

ポイントサービス利用規定

第1条（本利用規定）

- 1 本利用規定は、**Cat Card**会員規約（以下「会員規約」といいます）第16条2項に定める、付帯サービスの利用等に関する規定です。
- 2 当社は、本利用規定に従い、会員規約第16条1項に定める付帯サービスとして、ポイントサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとし、会員および使用者は本利用規定に従い、本サービスを利用するものとし、
- 3 本利用規定に定めのない事項については会員規約が適用されます。また、別段の定めが無い限り、本利用規定で使用される用語の定義は、会員規約と同一とします。

第2条（ポイントの付与条件）

- 1 当社は、当月分の本カード利用代金1,000円（税込）につき1ポイントを、原則として翌月8日に会員に付与します。
- 2 当社は、販売促進活動またはポイント付与のキャンペーン等を行い、通常のポイントとは別に、当社が定めた方法により特別のポイント会員に付与することがあります。

第3条（ポイント残高の確認）

- 1 当社は、付与されたポイントの残高を、会員規約第8条第3項により会員に送付または通知する「利用明細書」に記載することで通知します。
- 2 前項の他、会員および使用者は、**Cat Card**サポートセンター（電話：0800-919-1860 e-mail:commercialaccount.japan@cat.com）にてポイントの残高を確認することができるものとします。
- 3 ポイント残高に関する最終的な決定は当社が行うものとし、会員および使用者はこれに従うものとします。

第4条（ポイントの利用）

- 1 会員および使用者は、第2条により付与されたポイントを、付与日の翌日から利用できるものとします。
- 2 会員および使用者は、日本キャタピラーが発行する「**Cat Card**会員様限定カタログ」の掲載商品の支払い（交換）に、ポイントを利用できるものとします。なお、会員および使用者は、「**Cat Card**会員様限定カタログご利用規定」に従うものとします。

第5条（換金等の不可）

会員および使用者は、いかなる場合でもポイントを換金その他前条に定める以外の方法で利用することはできません。

第6条（ポイントの有効期限と失効）

ポイントの有効期限は、当社から会員に何らかの通知をしない限り、ポイントが付与されてから2年間とします。有効期限が経過したポイントは失効し、会員および使用者は、以後当該ポイントを利用できません。

第7条（本サービスの変更、最終の解釈）

- 1 会員および使用者は、当社が必要と認めた場合、会員への予告または通知なしに、本利用規定、本サービスの内容もしくは本サービスの提供の条件を変更し、または本サービス自体を終了もしくは停止する必要があることをあらかじめ承認するものとします。
- 2 本利用規定の解釈等に疑義が生じた場合、当社は信義誠実の原則に基づいて決定するよう努め、会員および使用者はその決定に従うものとします。

以上

2024年2月版 0003G